枝幸町住まいの省エネ等リフォーム支援事業助成金制度（概要版）

●補助制度の概要

住宅の居住性、耐久性及び安全性の向上を図り、町民が安心して住み続けられる住環境を整備するとともに、**「ゼロカーボン北海道オホーツクえさし」**の実現に向けた、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に、住宅の省エネルギー化や耐震改修等の費用の一部を助成します。

●受付期間

令和8年4月1日から10月30日まで受付を行います。（令和9年2月28日までに対象工事が完了できること）
ただし、耐震診断及び耐震改修工事は9月30日までに申請する必要があります。
既に着手している場合は、助成の対象とはなりません。

●対象となる工事等

1　省エネルギー化工事	開口部、壁、屋根又は天井、床の断熱改修工事
2　省エネルギー化設備機器の導入	太陽光発電システム、高効率給湯器等の省エネルギー設備機器の導入
3　耐震診断の実施	既存住宅の耐震診断
4　耐震改修工事	既存住宅の耐震改修工事
※対象とならない費用	（１）床、壁、天井いずれにも固定されない物品等の購入又は設置に要する費用 （２）外構工事（塀、車庫、物置、舗装、造園、通路、門扉等）に要する費用 （３）家具、家庭用電気機械器具の購入費用 （４）製品保証料、保証期間延長料等の費用 （５）工事を行うための引越費、工事期間の宿泊費等の費用 （６）明らかに不用又は著しく過剰であると判断される費用 （７）規則の目的に寄与する根拠がない省エネルギー化工事等費用

●対象となる住宅

申請者が自ら所有する、次のいずれかに該当する建築基準法その他関係法令に明らかな違反がないもの
（１）戸建て住宅
（２）長屋又は共同住宅等で賃貸営業用以外の部分（所有者の居住部分等）
　ただし、上記３，４の工事等を行う場合は、賃貸営業用の部分も対象となります。
（３）店舗等と兼用又は併用住宅の居住部分
※上記のほか、工事等別の要件があります。(詳細は「●各工事等の助成内容」でご確認願います。)

●助成金交付の対象者

次の全てに該当する者
（１）省エネ化工事等を行う住宅の所有者、又は所有者と同一世帯の親、子（未成年者は除く）
（２）世帯全員が町税の滞納者でないこと。
（３）暴力団員でないこと。

●建設業者等（契約の相手）の条件・補助率の補正	
建設業者等の条件	次のいずれかに該当する者 （１）町内に主たる事業所を有する、ア又はイに該当する者 ア　建設業の許可を有する者 イ　枝幸町商工会員である者 （２）町外に主たる事業所を有する法人又は町外に住所を有する個人事業主
助成率の補正	「●各工事等の助成内容」で算定した助成金額に、上記建設業者の別に応じて次の補正率を乗じた金額を助成額とします。ただし、100円未満の端数が出たときはこれを切り捨てます。 （１）上記建設業者等（１）に該当する場合 補正率　　１００％ （２）上記建設業者等の（２）に該当する場合 上記（１）補正率の算定金額に１０分の６を乗じて得た額 （ただし、太陽光発電システム、定置用蓄電池、HEMS機器、電気自動車充給電設備、耐震診断を除く）

●工事等の併用及び同一住宅への助成	
工事等を併用する場合の助成金の算定方法	「●対象となる工事等」は併用することが可能です。この場合の助成金は、１～４の工事の各上限額の範囲内で算定した額をそれぞれ加算した額となります。
同一住宅への助成	助成金は同一年度において、同一世帯（申請者に属する世帯）につき１回限りとする。

●各工事等の助成内容		
1　省エネルギー化工事		
対象工事の内容		住宅の省エネルギー化のために、断熱性能の向上を行う工事で、次に掲げるもの 対象工事費が10万円以上の場合が対象となります。 （１）開口部（窓・ドア等）の断熱改修工事 （２）壁の断熱改修工事 （３）屋根又は天井の断熱改修工事 （４）床の断熱改修工事
対象となる断熱性能	（１）開口部（窓・ドア等）の断熱改修工事	既存開口部（窓・ドア等）の取替又は新設する工事で、改修後の熱貫流率が2.3W/（㎡・K）以下となる工事 ※熱貫流率、熱抵抗値は、使用する製品の仕様書を参照
	（２）壁、屋根又は天井、床の断熱改修工事	外気に接する壁、屋根・天井又は床のいずれかの部分の断熱工事（木造軸組工法、充填断熱）で改修後の熱抵抗値が壁3.3（㎡・K/W）屋根・天井5.7（㎡・K/W）床3.3（㎡・K/W）以上となる断熱材（種類及び厚さ）へ取替える又は新設する工事 ※熱貫流率、熱抵抗値は、使用する製品の仕様書を参照
助成金額の算出		(1)(2)それぞれの対象工事費×３０％　　上限額　　各３０万円

2　省エネルギー設備機器の導入		
対象工事の内容		住宅に省エネルギー設備機器を設置する工事で、次に掲げるもの （１）（４）（５）（６） の設備は、住宅を新築する際の設置も対象とします。設備機器は、未使用品のものとします。
対象となる設備機器	（１）太陽光発電システム	
	対象設備の条件	次のすべてに該当する太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用とし、既設機器の撤去にかかる費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。 ア　蓄電池と接続し発電した電気が設置される住宅において消費されるもの。 イ　太陽電池モジュールの合計出力が10KW未満の設備であるもの ウ　余剰型配線であるもの エ　電力会社の電力系統に連系できるもの
	助成金額の算出	設備出力１KW当たり５万円　　上限額　　３０万円
	（２）高効率給湯器	
	ア　電気ヒートポンプ給湯器	
	対象設備の条件	(ｱ)　JISC9220：2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が2.7以上のもの。 (ｲ)　寒冷地仕様のもの
	助成金額の算出	対象工事費×２０％　　上限額　　２０万円
	イ　潜熱回収型ガス給湯器	
	対象設備の条件	(ｱ)　給湯暖房器は、給湯部熱効率が94%以上のもの。給湯単能器、 ふろ 給湯器はモード熱効率が83.7%以上のもの

	(ｲ)　寒冷地仕様のもの
助成金額の算出	対象工事費×２０％　　上限額　　２０万円
ウ　潜熱回収型石油給湯器	
対象設備の条件	(ｱ)　油焚き温水ボイラーは、連続給湯効率が94%以上のもの 石油給湯器の直圧はモード熱効率が81.3%以上のもの 石油給湯器の貯湯式は、74.6%以上のもの (ｲ)　寒冷地仕様のもの
助成金額の算出	対象工事費×２０％　　上限額　　２０万円
エ　ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ・ｶﾞｽ瞬間式 併用型給湯器	
対象設備の条件	(ｱ)　熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS　A705）が102%以上のもの (ｲ)　寒冷地仕様のもの
助成金額の算出	対象工事費×２０％　　上限額　　２０万円
（３）家庭用燃料電池ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝｼｽﾃﾑ	
対象設備の条件	燃料電池発電ユニットはエネルギー消費性能計算プログラム（公開：国立研究開発法人建築研究所）において選択可能な機種であるもの（燃料電池発電ユニットの後付け可）ガスエンジン・コージェネレーションはガス発電ユニットJIS基準（JISB81　22:2019）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上のもの
助成金額の算出	対象工事費×２０％　　上限額　　３０万円
（４）定置用蓄電池	
対象設備の条件	次の各号のすべてに該当する蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含む）、配線、配電器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用を対象とし、既設機器の撤去にかかる費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。 (ｱ)　常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放 電できるリチウムイオン蓄電池を使用したもの (ｲ)　蓄電容量が17.76KWh　未満のもの (ｳ)　電力会社の電力系統に連携できるもの
助成金額の算出	対象工事費×３０％　　上限額　　３０万円
（５）HEMS機器	
対象設備の条件	次の各号のすべてに該当するもの ｱ)　一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「ECHONET　Lite」規格の認証登録番号を取得しているもの (ｲ)　1台で住宅の全エネルギーを計測できるよう設置するもの (ｳ)　計測されたデータの表示ができるもの

助成金額の算出	3万円
（6）電気自動車充給電設備	
対象設備の条件	電気自動車と住宅の間で相互に電力を供給できる機器であるもの
助成金額の算出	１０万円
（7）LED照明設備	
対象設備の条件	既存照明設備を取り除き、新たなLED照明設備に交換するもの
助成金額の算出	対象工事費×２０％　　上限額　　3万円
（8）高断熱浴槽	
対象設備の条件	既存浴槽を取り除き、新たな浴槽に交換するもので、JISA5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の断熱性能を有する製品へ交換するもの
助成金額の算出	対象工事費×３０％　　上限額　　３０万円
（9）節水型トイレ	
対象設備の条件	既存便器を取り除き、新たな便器に交換するもので、JISA5207:2019に規定する「Ⅱ形大便器」と同等以上の節水性能（使用水量6.5L以下）を有する製品へ交換するもの
助成金額の算出	対象工事費×２０％　　上限額　　5万円
（10）節湯水栓	
対象設備の条件	既存水栓を取り除き、新たな便器に交換するもので、JISB2016:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の性能を有する製品へ交換するもの
助成金額の算出	対象工事費×２０％　　上限額　　3万円
（11）空気清浄機能・換気機能付きエアコン	
対象設備の条件	次の各号のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン、または換気機構を有するエアコン (ｱ)　国、地方公共団体または独立行政法人（以下「国等」という）が 運営する試験機関等 (ｲ)　国等の認可等を受けた試験機関等 (ｳ)　法令または条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等
助成金額の算出	対象工事費×２０％　　上限額　　5万円

3　耐震診断の実施	
対象工事の内容	既存住宅に対して実施する耐震診断で、次の各項のすべてに該当するもの (ｱ)　地上3階建以下の在来軸組工法又は枠組壁工法による住宅であること (ｲ)　9月30日までに補助申請が可能であること
助成金額の算出	対象工事費×５０％　　上限額　　５万円
4　耐震改修工事	
対象工事の内容	既存住宅に対して実施する耐震改修工事で、次の各項のすべてに該当するもの (ｱ)　地上3階建以下の在来軸組工法又は枠組壁工法による住宅であること (ｲ)　耐震診断の結果により、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある又は高いと判断された既存住宅の耐震改修のための工事で、その内容が耐震関係規定（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条に規定する耐震関係規定という。）又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合しているもの (ｳ)　共同住宅（木造延べ床面積500㎡以内のものを除く。）に係る耐震改修工事にあっては、次の（a）及び（b）の要件又は（a）及び（c）の要件に該当するものとする。 a　原則として、専門的機能を有すると知事が認める機関（規則別表１－１）において耐震診断結果が確認されていること。 b　原則として、専門的機能を有すると知事が認める機関（規則別表１－１）において評定を受けた耐震改修計画に基づく工事であること。 c　建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けて耐震化を行うもの又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定によるほか、これと同等に地震に対して安全な構造となることを確認できる方法による。 (Ｉ)　9月30日までに交付申請が可能であること。
助成金額の算出	対象工事費×５０％　　上限額　　５０万円

●手続きに必要な書類

1　助成金の交付申請時	
（1）助成金交付申請書	別記様式１号
（2）誓約書兼同意書	別記様式２号
（3）住宅の所有者がわかる書類	課税台帳、登記事項証明書（登記簿謄本）又は固定資産税納税通知書の写し
（4）図面（平面図、立面図等）	改修の内容（施行範囲、仕様等）がわかるもの
（5）積算見積書	助成金算定の根拠となる材料の規格、数量、単価が明確に分かるもので、対象外部分を含む場合は、対象部分と明確に区分して記載し共通経費は按分して計上されていること。
（6）仕様書、カタログ等	対象工事として求められている性能、規格、数値等が記載されているもの
（7）写真	工事範囲の着手前の状況がわかるもの 設備機器の導入の場合は、既存の機器及び新たに設置する位置がわかるもの
（8）対象工事等に応じて必要な書類	規則の別表で規定する、対象工事等ごとに記載のある書類
（9）その他町長が必要と求めるもの	

2　工事等の完了時	
（1）完了届	別記様式６号
（2）写真	工事等の施工中及び完成後状況がわかるもの 助成金申請時に添付した写真と同一の方向から撮影し、工事の前後を対比できるもの
（3）請求書の写し	建設業者等が発行した工事代金請求書の写し
（4）契約書又は請書の写し	工事等に係る請負契約書又は注文請書の写し

3　助成金の請求時	
（1）請求書	別記様式９号

受付・問合わせ先
枝幸町役場　建設課建築係 TEL　0163-62-1250（直通）・FAX0163-62-3353